

議案第39号

専決処分の承認を求めることについて
(阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月6日 提出

阿見町長 千葉 繁

専決処分第7号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

阿見町長 千葉 繁



記

阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

阿見町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3号イ」を「前号イ」に改める。

第3条中「で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）」を「で定める社会保険各法(以下総称して「医療保険各法」という。)」を加える。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「、加入者」を加え、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「同法第15条」を「同条」に、「児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)第1条に」を「規則で」に改め、同項第3号中「7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に」を「規則で」に改め、同項第4号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。)第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「維持する者の前年の所得が所得税法」を「維持する者の前年の所得が同法」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

阿見町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第27号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号アの（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>イ <u>第3号イ</u>に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子</p> <p>(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、阿見町の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則<u>で定める社会保</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）で前号アの（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童を現に監護している者及びその児童</p> <p>イ <u>前号イ</u>に掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない男子</p> <p>(5) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、阿見町の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則<u>で定める社会保</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>る場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（<u>国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法</u>による被保険者、組合員_____若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の高額療養費は、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法</u>又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠</p>	<p>合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（<u>医療保険各法</u>_____による被保険者、組合員、<u>加入者</u>若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の高額療養費は、<u>医療保険各法</u>_____又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠</p>	

改正前	改正後	備考
<p>の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の前年の所得（<u>同法第15条</u>に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）</u>による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に定める額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者）にあっては、</p>	<p>の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）の前年の所得（<u>同条</u>に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までのものは、前々年の所得とする。以下この号について同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>規則で</u></p> <hr/> <p>定め</p> <hr/> <p>る額（以下「基準額」という。）以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者）にあっては、</p>	

改正前	改正後	備考
<p>者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。</p> <p>2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する旧特別児童扶養手当法施行</p>	<p>の生計を維持する者の前年の所得が同法 _____ に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で _____ 定める額以上であるとき。</p> <p>2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。</p>	

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="264 344 969 472"><u>令第2条第1項に定める額及び同条第2項に定める額の算出にあたっての所得の範囲及び計算方法は、同令第5条の規定の例による。</u></p> <p data-bbox="237 491 344 520">3 (略)</p>	<p data-bbox="994 491 1102 520">3 (略)</p>	

議案第 39 号 説明資料

【条例改正の概要】

令和 7 年度税制改正により政令等が改正されたため、県の医療福祉対策要綱及び医療福祉対策実施要領の一部を改正したことに伴い、阿見町医療福祉費支給に関する条例においても所要の改正を行うもの。

【主な改正点】

令和 8 年 4 月 1 日より県の医療福祉費制度において、令和 7 年度税制改正で特定親族特別控除が新設されたことに伴い、これに相当する額をひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉費制度の所得認定において控除することとなった。

また、県のひとり親家庭医療福祉費制度において準用していた遺族基礎年金の政令の条項が廃止等になったことに伴い、条例上の政令条項の記載から、規則に条文内容を記載することに変更し、あわせて全区分の医療福祉費も同様の対応となったことに伴う改正。